

公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター事業に関する規程

平成 4 年 4 月 1 7 日

財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 1 号

改正平成 6 年 1 2 月 1 6 日

財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 1 号

改正平成 2 3 年 8 月 2 2 日

財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 2 号

改正平成 2 9 年 3 月 2 8 日

公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 3 号

改正令和 5 年 3 月 3 0 日

公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 3 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター定款第 4 2 条の規定に基づき、公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の実施する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が 3 0 0 人以下の事業所をいう。
- (2) 会員 第 9 条の規定に基づく資格を有し、かつ、第 1 1 条の規定に基づく承認を得た者をいう。
- (3) 勤労者等 上尾市内に居住し、又は勤務する勤労者及び事業主をいう。

(規程の変更)

第 3 条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 2 章 勤労者福祉に関する調査研究事業

(調査研究事業)

第 5 条 勤労者等の要望に応じた勤労者福祉の総合的な事業を実施するため、労働環境、余暇施設、余暇活動、福利厚生等の調査研究を行う。

第 3 章 勤労者福祉に関する各種研究会、講習会等の開催事業

(研究会、講習会等事業)

第 6 条 勤労者等の福祉向上を図るため、次に掲げる各種研究会、講習会等の事業を行う。

- (1) 健康管理意識の普及、啓発事業
- (2) 老後生活安定に関する事業
- (3) 財産形成に係る普及、啓発事業

(4) 生涯学習援助促進事業

第4章 勤労者福祉に関する情報提供事業

(情報提供事業)

第7条 勤労者等の要望に応じた勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業など必要な情報を提供する。

第5章 埼玉県及び上尾市が行う勤労者福祉推進事業への協力事業

(協力事業)

第8条 埼玉県及び上尾市が行う勤労者福祉推進事業に協力等を行う。

第6章 中小企業勤労者の福利厚生事業

(会員の資格)

第9条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 市内の事業所に勤務する中小企業の勤労者及びその事業主
- (2) 市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主
- (3) その他理事長が特に必要と認めた者

2 前項に定める者のほか、次に掲げる者は、事業主の判断により、会員になることができる。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 臨時又は季節的に短期雇用されている者
- (3) パートタイマー

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。

- (1) 第20条の規定に基づき会員の資格を喪失された者
- (2) その他理事長が適当でないと認めた者

(入会基準)

第10条 センターの入会基準は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者の入会は、事業所を単位とする。
- (2) 前条第1項第2号に該当する者の入会は、個人を単位とする。

(入会手続)

第11条 センターに入会しようとする者は、理事長に所定の入会申込書を提出し、入会の承認を得た後、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第12条 会員の資格は、前条第1項の規定による入会手続を完了した日から発生する。

2 前項の規定にかかわらず、第21条の規定に基づく給付資格は、入会手続を完了した月の翌月の初日とする。

(入会金)

第13条 入会金の額は、会員1人につき500円とする。

2 既納の入会金は、返還しない。

(会費)

第14条 会費は、会員1人につき月額500円とする。

2 会費の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月までとする。

(会費の納入方法)

第15条 会員は、会費を6箇月に1回先払するものとし、預金口座振替依頼書を理事長に提出し、4月及び10月のそれぞれ20日に会員の指定預金口座から自動振替により納入するものとする。ただし、これらの日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、新規加入時又は4月1日現在において2人以上会員がいる事業所にあつては、会費を3箇月に1回先払するものとし、4月、7月、10月及び翌年1月のそれぞれ20日に会員の指定預金口座から自動振替により納入するものとする。ただし、これらの日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。また、年度の途中で、会員数が1人になった場合においても当該年度の会費納入方法は変更しないものとする。

3 前2項において、事業所加入会員においては、その事業主が一括して会費を納入するものとし、その納入額は、振替月の1日現在の会員数に1人当たりの会費を乗じて得た額とする。

4 第11条の規定に基づく入会手続時に納入する会費は、前3項の規定に基づく次回の振替月の前月分までとする。

5 前4項の規定に基づく会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。

(退会届)

第16条 次の各号の一に該当する者は、会員証を添えて、退会届を理事長に提出しなければならない。

(1) 第9条第1項第1号又は第2号の規定に基づく会員資格を失った者

(2) 前号以外の理由により退会する者

(退会日)

第17条 前条の規定に基づく会員の退会日は、退会届を提出し、受理された日とする。ただし、死亡による退会の場合は、死亡した日を退会日とする。

(会費の返還)

第18条 第15条の規定に基づき会費を納入した後に退会したときは、退会届の提出月の翌月以降の会費を返還する。

2 死亡による退会の場合は、既納の会費のうち死亡した日の属する月の翌月以降の会費については返還する。ただし、この場合における返還の遡及は、死亡した日の属する月の翌月から6ヶ月を限度とする。

3 前項において、死亡した日以降、その家族によるセンターの利用が認められた場合は、会費を返還しない。

4 第1項及び第2項の規定による会費の返還は、原則として、次期の振替月の還付金による調整方法とする。

(変更届)

第19条 会員となった後、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第20条 理事長は、会員が次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会費を6箇月以上滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) センターの事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により、センターの事業による利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (4) センターの定款若しくはこの規程の規定に違反したとき、又はセンターの信用を失わしめるような行為をしたとき。

2 理事長は、前項の規定により会員の資格を喪失させる場合は、当該会員に理由を付した文書で通知しなければならない。

(給付事業)

第21条 会員が安心して働ける環境づくりのために、祝金、見舞金、弔慰金等の給付事業を行う。

2 その他給付事業に関し必要な事項は、別に定める給付事業規程によるものとする。

(融資あっせん事業)

第22条 会員が、結婚、出産、教育、疾病治療、葬祭、物資購入、災害復旧等の臨時に要する経費について、融資のあっせんを行う。

2 その他融資に関し必要な事項は、別に定める貸付事業規程によるものとする。

(健康維持増進事業)

第23条 会員の健康維持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人間ドック等を利用する健康管理事業
 - (2) ラドンセンター、スポーツ施設等の利用をあっせんする健康増進事業
- (余暇活動事業)

第24条 会員の余暇活動を助長するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指定宿泊事業 宿泊施設を指定し、会員が協定料金で宿泊できるよう利便を図る。
- (2) 指定遊園事業 埼玉近郊の遊園施設を指定し、会員が協定料金で利用できるようあっせんする。
- (3) 各種利用補助事業 映画鑑賞券、プロ野球入場券、遊園施設入場券、コンサート入場券等を、会員に対して割引料金で利用できるようあっせんする。
- (4) 各種貸出事業 遊園施設等の法人会員券を、会員に対して利用できるようあっせんする。
- (5) レクリエーション事業 季節に応じた日帰り旅行、一泊旅行、スポーツ大会等を開催し、会員相互の親睦を図る。
- (6) 指定店事業 優良店舗等を指定店として契約し、会員が物品等を割引料

金で購入できるよう利便を図る。

(7) 前各号に定める事業のほか、余暇活動に関し必要な事業

第7章 その他センターの目的を達成するために必要な事業

(センター目的達成事業)

第25条 第2章から第6章までに掲げる事業のうち、センターの目的を達成するために必要な事業を行う。

第8章 会員の優先

(会員の優先)

第26条 第23条第1号に規定する事業は、会員に対し、第23条第2号及び第24条に規定する事業は、会員及び同一住居に居住するその家族（配偶者、子及び父母）に対して、利用補助金又は参加費の優待で優先的取扱いをすることができる。

2 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。

3 利用補助額及び参加費の優待額は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成4年4月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

2 設立許可日の前日までに入会手続をした者は、第11条の規定にかかわらず、入会金の納付は、要しないものとする。

附 則

この規程は、平成6年12月16日より施行する。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンターの会員であった者については、この規程の施行の日に改正後の第11条第1項の規定による公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンターの入会手続を完了したものとみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。